



2026年2月25日

各 位

会社名 か っ こ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 岩井 裕之
(コード番号：4166 東証グロース)
問合せ先 経営管理担当執行役員 中沢 雄太
(050-3647-4166)

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入について決議し、本制度に関する議案を2026年3月27日開催予定の第15回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度の導入は、監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した普通株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、当該報酬を支給することについて株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

対象取締役の金銭報酬額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、報酬限度額年額20,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度により交付される普通株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」となります。

(2) 譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型譲渡制限付株式」について交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日まで、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株



式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

(3) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年間継続して(以下「役務提供期間」といいます。)当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、すべての本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する普通株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 本制度に係る取締役の報酬額

本制度に基づき、対象取締役に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とします。

対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額10,000千円以内とします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分(以下「交付」といいます。)を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、年5千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。また、その1株当たりの払込金額は、普通株式の交付に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

(5) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、上記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

以上